

自家消費型太陽光発電設備・ 電気自動車導入補助金のお知らせ

「ゼロカーボンシティ長崎」の実現に向けた取組みを推進するとともに、
ポストコロナ社会での事業者の経営の安定化につなげるため、
市内中小企業者を対象に太陽光発電設備等・電気自動車等の導入を支援します！

申請受付期間

令和5年4月21日から令和6年3月31日まで



※申請書到着日で先着順の受付となり、予算額に達した場合は受付は終了となります。

補助対象者

- 下記の要件をすべて満たす中小企業者
- ①長崎市内に本店、主たる事業所、工場又は宿泊施設を有し、かつ、1年以上同一事業を行っていること。
- ②次のいずれにも該当していない事業者
市税及び県税、消費税及び地方消費税相当額を滞納している事業者
長崎市暴力団排除条例に規定する暴力団、暴力団員並びにその関係者

補助対象設備

- ①自家消費型太陽光発電設備
- ②蓄電池（ただし、①と併せて導入する場合に限る）
- ③電気自動車
- ④充電設備（ただし、③と併せて導入する場合に限る）

※①～④すべて、中古品は除く。

申請に必要な書類など詳しい情報は市ホームページまで →



補助額・補助限度額

※1,000円未満の端数切捨て

補助対象設備	補助額	補助限度額
太陽光発電設備（自家消費型に限る）	4万円/kw	200万円
蓄電池 （蓄電池のみでの申請不可）	6万円/kwh	120万円
電気自動車	軽自動車	—
	普通自動車	—
充電設備（普通充電設備に限る） （充電設備のみでの申請不可）	購入に要した 費用の1/4	—

申請時提出書類

※事前申請となります。

【提出書類】

長崎市地球温暖化対策施設整備事業費補助金交付申請書(第1号様式)

【添付書類】

①長崎市地球温暖化対策施設整備事業費補助金事業計画書(第2号様式)

②見積書等の写し

③補助対象設備の機能を詳細に確認できる資料

④個人事業主にあたっては、税務署へ提出した直近の収支内訳書又は所得税青色申告決算書の写し。法人にあたっては、法人の登記事項証明書(履歴事項全部証明書)

⑤市税の完納証明書及び県税の納税証明書(未納がない証明)、消費税及び地方消費税に係る未納税額がないことを証明する納税証明書の写し

⑥暴力団等の排除に関する誓約書(第3号様式)

実績報告時提出書類

【提出書類】

①補助事業等実績報告書(長崎市補助金等交付規則第4号様式)

【添付書類】

①長崎市地球温暖化対策施設整備事業収支計算書(第6号様式)

②設備導入後の全体及び当該設備の全容がわかる写真

③電気自動車については、車検証の写し(使用の本拠地が市内であり、初年度登録が補助金交付決定日以降であること)

申請方法

窓口にご持参いただくか、郵送で下記住所あて送付してください。

提出先

〒850-8685 長崎市魚の町4番1号(13階) 長崎市ゼロカーボンシティ推進室

その他

- 補助金の申請は、同一交付対象者につき、1回限りとなります。
- 国等他の補助金との併用可。

申請から補助金交付までの流れ

